

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反業者への指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	家庭用品品質表示法第 4 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	家庭用品品質表示法第 4 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>告示 (※) で定める、家庭用品の成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項 (以下「表示事項」という。) を表示せず、又は表示の方法その他表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項 (以下「遵守事項」という。) を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者 (以下「違反業者」と総称する。) があるときは、市長は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>※告示 : 以下の 4 つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維製品品質表示規程 (平成 9 年通商産業省告示第 5 5 8 号) ・ 合成樹脂加工品品質表示規程 (平成 9 年通商産業省告示第 6 7 1 号) ・ 雑貨工業品品質表示規程 (平成 9 年通商産業省告示第 6 7 2 号) ・ 電気機械器具品質表示規程 (平成 9 年通商産業省告示第 6 7 3 号)
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 72 の 5 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日